

令和4年6月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	11番	鈴木みどり
12番	早川公二	13番	平野広行
14番	三浦義光	16番	大原功

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

10番	高橋八重典	15番	佐藤高清
-----	-------	-----	------

3 会議録署名議員

16番	大原功	1番	板倉克典
-----	-----	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
総務部長	横山和久	市民生活部長	伊藤仁史
健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳	建設部長	伊藤重行
教育部長	柴田寿文	総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人
健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵	会計管理者	小笠原己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	監査委員 事務局長	佐藤雅人
総務課長	横江兼光	財政課長	立石隆信
人事秘書課長	山森隆彦	防災課長	太田高士
税務課長	岩田繁樹	収納課長	細野英樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊藤篤由	環境課長	田口邦郎
市民協働課長	藤井清和	観光課長	浅野克教
十四山支所長	服部朋夫	健康推進課長	山守美代子
福祉課長	梅田英明	介護高齢課長	安井幹雄

児童課長	飯田宏基	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	鈴木博貴	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	中野修	図書館長	山田淳

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（追加日程）
- 日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、高橋八重典議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

なお、佐藤高清議員から少し遅れるとの連絡がありましたので、御報告いたします。  
ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と板倉克典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第35号から日程第12、議案第45号まで、以上11件を一括議題とします。

本案11件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして、質疑をさせていただきます。

まず、議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について質問させていただきます。

まず、民営化をされるために、ひので保育所が廃止するという議案になっておりますけれども、まずは民営化のメリットとデメリット、あと現在の基準や保育士の待遇を低下させないための対策はどのように取られるのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

メリットにつきましては、法人個々の理念に基づいた保育サービスの展開が期待され、特色のある保育内容が可能となることや、保護者の多様なニーズに対応し、迅速で柔軟な対応が可能となり、新たな保育サービス等の導入が期待されます。

認定こども園化に関しましては、就学前の幼児教育と保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つこととなりますので、保護者の就労状況が変化した場合、例えば、保育事由がなくなった場合でも、そのまま幼稚園として通い慣れた園を継続利用できることが可能となります。また、保護者にとっても、市内でお子様を預ける施設の選択肢が増えることもメリットになるのではないかと考えております。

財政的には、移管により、公立保育所では対象とならない国・県の負担金が交付されますので、運営費に係る財源が確保しやすくなり、施設の増改築や大規模修繕についても国の補助制度が活用できることがメリットとなります。

デメリットにつきましては、移管後も継続利用される児童にとって、保育士の入れ替わりに伴う環境の変化が考えられますが、民営化前の約1年間は、移管先に保育士を派遣していただき、引き続き保育を実施します。移管後は、その保育士がクラス担任となるよう要請をし、児童への影響を軽減してまいります。

また、保護者の費用負担増につきましては、民営化され認定こども園となった場合でも、保育料は変わりません。3歳以上は引き続き無償化の対象となり、ゼロ歳から2歳児は、市の条例で定めた保育料となります。

ただし、通常のカリキュラムの中で英語教育などを組み入れた場合は、その分が保護者負担となりますので、移管後も当面は現状のカリキュラムを継続し、保護者のニーズが高まれば、事業者と保護者で協議、決定をしていただくこととなります。

次に、保育基準や保育士の待遇を低下させない対策といたしましては、民営化後に職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容を最低限実施するとともに、地域の保育ニーズの把握に努め、それに応ずるべく保育サービスの向上を図ってまいります。

同時に、民営化する保育所の会計年度任用職員のうち、引き続き移管先での勤務を希望する方を優先的に雇用していただくことと併せまして、雇用条件についても、現状を維持していただくよう要請をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） メリットとしては様々な選択肢ができるということと、デメリットとしては、カリキュラムの中に追加等があれば、負担料金が増えるという可能性が出てくるといふ点でございます。

また、保育士等の待遇も、会計年度任用職員の方がもしかしたらそのまま民間に異動される方もいるかもしれませんが、基本的には保育水準を引き下げないために定期雇用と同じような待遇で取っていただきたいというふうには思っています。

続きまして、民営化をする際に、どれぐらいの経費の負担を見込まれており、逆にその分失われる保育料、ゼロ歳児から2歳児の分や、あるいは今でいうと任意で預けているところになると思うんですけど、そういった保育料が今市に入っておりますので、その部分の保育料と、あと交付税の減額の部分はどれぐらいになるのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） ひので保育所の保育料は、年間で約2,900万円となっています。

その他の国・県の負担金等を含めた歳入額から保育所に係る運営費等の歳出額を差し引いた額である、ひので保育所を民営化した場合の財政的な影響額については、あくまで試算となりますが、3,600万円ほどの負担が軽減される見込みでございます。

普通交付税の算定における公立保育所に係る基準財政需要額は、主に認定児の在籍人員に応じて算定されます。令和3年度普通交付税の算定において、ひので保育所に係る認定児の在籍人員を除外した場合、需要額への影響額は約マイナス1億5,000万円となります。

ただし、ひので保育所に在籍した園児が引き続き民営化される認定こども園に在籍する場合は、市負担分となる4分の1が基準財政需要額に算入され、残りの4分の3は国・県負担金として歳入されます。したがって、民営化前後で基準財政需要額は減額されることとなりますが、減額分は国と県から負担金として補填されますので、普通交付税の減額に対する影響はないと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育料の分は2,900万円もらえなくなるということですが、逆にそれを含めても3,600万円ほど経費が軽減されるということでした。

あと、交付税については、交付税自体は下がるけれども、負担金として逆に補填されるので影響がないということです。人数でカウントするのでそういったことになるということですが、保育の施設費に一切その交付税が入っていないということ自体が、私は大きな問題だというふうに捉えています。

3点目です。

では現在、民営化される予定となっております、今回の議案としてはひので保育所となって

おりますけど、併せて弥生保育所も、ひので保育所と弥生保育所の残存価値がどれほどなのか、そしてそれを無償譲渡する考えなのかどうかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 残存価値につきましては、ひので保育所は約1億8,200万円、弥生保育所は約2億4,300万円となっており、無償譲渡を原則としております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この当該議案については3問ということになりますので、ここで質問としては終わりますが、こうしたひのが1億8,000万円、弥生が2億4,000万円、これを無償譲渡ということは、ある意味そうした民間事業者にプレゼントする形になっていきますので、じゃあ市民の大切なそういった資産を無償で渡していいのかというところがあるかと思えます。

では、次の議案に移ります。

続きまして、議案第43号一般会計補正予算についてでございます。

この予算については、物価高騰分の値上げを抑えるような、給食費の値上げを抑えるような予算が含まれておりますけれども、その点について3つ質問をさせていただきます。

まず初めに、給食費の高騰分を補填する予算の財源がコロナ対策の臨時交付金というふうにかかれておりますけれども、今別枠で国から通達があったかと思いますが、そうした補助金があると思いますが、どうしてこの臨時交付金を活用されたのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 本議会上程中の一般会計補正予算（第4号）における臨時学校給食費補助金の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格・物価高騰分として配分されたものでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） では、このまま同じ名目で聞けるということですね。分かりました。

では、この議案については小・中学校のみで保育所は入っていませんが、保育所についても、あるいは小・中学校についても、また小・中学校については1食50円というところでもございました。しかも値下げをするわけではなく、食材の高騰分を抑え、負担はそのままに、質の低下を起ささないようにするという対応でございますが、他市のように、今、例えば津島市なんかは給食費を全額を無償化すると、保育所含めて全額無償化するという報道もありました。そうした対応をなぜ行わないのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 那須議員の一般質問でもお答えをいたしました。

たが、本市の公立保育所につきましては、給食の質を維持しながら、保護者が負担する給食費の値上げを防ぐため、食材費高騰に伴う増額分は、一般会計の賄材料費で対応してまいります。

また、保育所給食費の基本的な考えは、国の指針を踏まえ、これまでも保護者が負担してきた経緯のほか、義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていること、また在宅で子育てをする場合も同様に食費がかかることから、公平的な判断により、全額等の引下げは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育所の給食費については一般会計から出すので、こうした補正にはのってこないというところではございました。

また、給食費については下げる考えはないということですが、今、物価高騰ということで支援するものだと思いますので、その辺についても考えていく必要があるかと思います。

そこで3つ目ですが、コロナ対策や物価高騰対策の国からの補助金が追加されると思うんですけども、今現在どれぐらい残っており、未申請の部分もしあればそれも含めて、そういったところでもっと拡充した形で、例えば水道料金の引下げ等、他の対策をこの補正予算に盛り込まないのかどうかお答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和3年度からの繰越しで8,500万円、令和4年度追加交付で2,895万1,000円の計1億1,395万1,000円がございます。

また、令和4年度にコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援として8,685万2,000円が追加配分されています。

本議案の小学校給食事業費1,525万3,000円及び中学校給食事業費805万7,000円の計2,331万円を差し引きますと、原油価格・物価高騰対応分の残額は6,354万2,000円となります。以上より、通常分と原油価格・物価高騰対応分を合わせますと1億7,749万3,000円の残となります。

議員御指摘の水道料引下げにつきましては、他の自治体でそのような支援策が実施されていることは承知しておりますが、本市の上水道事務は本市のほか、愛西市、飛島村で組織する海部南部水道企業団で共同処理されていますことから、足並みをそろえる必要性を鑑み、具体的な支援策につきましては、現在、国や県、他自治体の取組等を参考に、個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性等を総合的に勘案し、市民の皆様にとってよりよいものを検討中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質問のほうは終わりますが、残り1億8,000万円近く、こうした対策

費はあるということですので、今回のこの補正予算には間に合わないということですが、今疲弊しているところは本当に一刻も早く支援の手がほしいということですので、早急に検討していただいて、対策を打っていただくようお願いします。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案11件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

本日、安藤市長より議案第46号及び議案第47号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（平野広行君） この際、日程第13、議案第46号及び日程第14、議案第47号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

本日追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市副市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について御

説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、弥富市長の給料の特例に関する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市長の給料の月額について、令和4年7月1日から同月31日までの間において、9万3,100円を減額することとした。

2. この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。

次に、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、弥富市副市長の給料の特例に関する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市副市長の給料の月額について、令和4年7月1日から同月31日までの間において、7万7,000円を減額することとした。

2. この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典。

議案第46号と47号について質問をさせていただきます。

まず議案第46号について、1点目質問させていただきます。

4月7日に生涯学習課で発覚した令和3年度市民スポーツ大会の参加費として受領していた公金17万4,600円の紛失をはじめとする4件の不適切事案について、現在、調査検討中、報告の状態で、警察の捜査中にもかかわらず、議案第46号、市長の給料の特例に関する条例が本議会に提出されておりましたけれども、この議案を今日出さなければいけない理由と、議案の中には市長の給料を下げる必要があるということで、この不適切事案との関連はあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の不適切な会計の処理、また公金の紛失の原因につきまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしたところでございます。

職員の処分のほうも終了し、また適正化対策委員会の報告書もまとまりつつある中で、これから将来に向けまして、弥富市といたしましてさらなる適正化に向けて取り組んでいく段階でありますものですから、市長また副市長の責任ということで、給料の減額を上程させていただいたところでございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 続きまして、2点目の質問です。

6月6日付で職員の懲戒処分が行われました。教育部長は戒告、生涯学習課長は減給、10分の1か月、課長補佐は戒告と公表されました。生涯学習課長が減額10分の1、部長が戒告、さらには教育長が辞職されております。

今回の条例案では、市長が100分の10となっておりますが、組織としての責任を負う、整合性が取れていないように感じられますが、この議案の100分の10、1か月ということは適切な対応でしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 教育長、また生涯学習課長等の懲戒につきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、ただ、これは教育委員会という大きなくくりの中での生涯学習課ということもあります。

ただ、このような私どもの10分の1、1か月ということでございますが、他の市町村の事例を参考にしまして、市長である私が判断したことでございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 分かりました。他の自治体の参考ということで。

それでは、議案第47号について質問をさせていただきます。

市長は100分の10、1か月の減額になっていますが、副市長も100分の10、1か月に合わせる必要があるのでしょうか。職員の処分のように役職の責任により差をつけるのが一般的でありますけれども、差をつけられなかった理由についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 副市長の件につきましても、他の市町村の事例を参考にしながら市長と相談をし、私が判断をさせていただき、市長にお願いをさせていただきました。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） あと、2点目。

昨日も全員協議会のほうで話をさせていただいたんですけれども、提案理由が、今質問させていただいて、公金不適切の関連だということが、この減額のことでも分かったんですけれども、この提案理由を、給料を減額する必要があるからと明記されておるんですけれども、やはり提案理由はもうちょっと踏み込んだ、公金不適切事案の発生によりというような、もうちょっと踏み込んだ提案理由をやはり出していただくことが、議会の審議に対して親切ではないかと思われましても、なぜその辺り、公金の絡みの問題の部分を出し議案の理由に記載されなかったのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の提案理由につきましては、これまで同様の提案理由の説明の仕方ということで御提案させていただいたところではございますが、ただ議員おっしゃるとおり、分かりにくい議案の提出であったことは反省をしているところでございます。

今後は、どのような形で分かりやすく提出議案がさせていただけるかということ、こちらの市側で検討し、また分かりやすい上程議案として提出させていただくことをお約束をさせていただきたいと思っております。

○7番（横井克典君） 質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の給料値下げのことについて安藤市長に聞くんですけども、まずこれよりも先に、教育長がどうして辞めたのかという理由、それと、それからこのA職員、A職員というのはもう私は名前は分かりました。そして、ある市役所に勤務しておることであるので、その事務所に昨日電話をした。そうしたら留守だったから、後から携帯電話で私のほうに電話がかかってきて、今日中にはどういうふうに雇用されたかについては調べますということで返事をいただきました。

まず一番問題は、このお参りをを行ったために、教育長がいわゆるその職務上の責任を取って辞めるということが書いてある、新聞に書いてあるんだわ、そうでしょう。そういうことは、あなたもここにお参りを行っておるわけなんだな、これ。国の中では、政教分離ということで、これは国が禁止されておるわけ。禁止されておるところにあなたがお参りを行っておるわけなんだな、これ。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

議案外にわたっていますので、質問事項が、議案質疑でございますので……。

○16番（大原 功君） ええかね議長、これが問題で、結局、今のこの教育長が辞めることに結局なったわけです。教育長のいわゆる書いてある、業務上の、これを見ると恨みのようなことが書いてあるわけだな……。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

詳細につきましては委員会等をお願いしたいと思います。これは議案質疑でございますので、上程されている議案の内容の質問をしていただきたいと思います。

○16番（大原 功君） ええかね、議長。議案の内容は、どうしてこの今の下げたか、下げる理由は、教育長が辞職したために下げるわけでしょう、違うの。教育長が辞職しなかったら下げんわけでしょう。

○議長（平野広行君） それは市側の質問です。市側に質問してください。

市側、答弁よろしいですか、この下げた理由。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申しておりますが、公金等の不適切な処理、また市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたということで、私が判断した、また副市長が判断したことでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、そのA職員が、ここにこのように自ら偽証した、本人も出したと認めておるわけだ。認めておる分についても、いわゆるこれに対してのいわゆる減額なのか……。

○議長（平野広行君） 大原議員、再度大原議員に申し上げます。

○16番（大原 功君） 何のための減額なのか、その趣旨が分からんわけなんですね、そうでしょう。下げる以上は、その説明をきちっともらわないと、そうでしょう。意味が全然分からん。これの分で下げるのか、教育長がここにお参りを行ったから下げるのか……。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

そういったことは委員会のほうで質疑していただいて、今日は議案質疑でございますので、この出された議案の内容についての質疑というだけでございますので、その点よろしくお願いたします。

大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると議長は説明者になっておるのか、何になっておるんだ、これ。

○議長（平野広行君） 説明者ではございません。

○16番（大原 功君） 議長というのは議会を諮るわけであって、違っておれば議長が注意するのは当然のことであるけれども、私の聞いておるのは、議案の中でなぜ金額を下げる説明をいただくためには、こちらからいわゆる質問をしないかんわけね。質問をした中で、結局今の、そうでしょう。そうすると、この今の銀行から引き出した金の責任を取って給料を下げるのか、それともこのお参りを行ってしたために、今の教育長の責任で自分が下げるのか、どっちなんですか。

○議長（平野広行君） 市側、説明よろしいですか、今の質問に対して。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の減額の理由でございますが、先ほどからもお伝えをしております。公金がなくなったという事実があるわけでございますが、市民に対する責任を大変重く受け止めておりました、市長として、また副市長として責任を負う必要があるということで、

減額を上程させていただいたところでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この今の職員の雇用についても、この間のときは私もその文書がなかったから聞いただけだというふうになりましたけれども、正・副議長、あるいは議運の正・副委員長、あるいは他の方が見える中で、ある議員が、これは安藤市長と職員の、今の佐藤博さんとの職員の雇用についての話合いをしたということがあるわけな。その中で、その今の雇用が、その人がそこに入っておるか入っておらんのかということ。

○議長（平野広行君） 大原議員に再度申し上げます。

ちょっと質問の内容が議題と外れておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（平野広行君） 市側、答弁できますか、今の質問に対して。

○16番（大原 功君） 安藤市長に聞いておるんだから、安藤市長が答えてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回上程させていただいた議案とは関係ないと思いますものですから、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員、質疑は3回まででございますので、今3回過ぎましたのでどうぞよろしく……。

○16番（大原 功君） もう一回だな。

○議長（平野広行君） いや、もうこれで3回です。

○16番（大原 功君） 6回までで3回聞いたから、あと3回聞きますけれども……。

○議長（平野広行君） 議案何号についてでしょうか。今議案第46号について3回です。次は議案第47号でしょうか。

○16番（大原 功君） 村瀬副市長が、そうしたら聞きますけれども……。

○議長（平野広行君） 議案第47号についての質問ですね。はい、どうぞ。

○16番（大原 功君） そうしたら、村瀬副市長に聞きます。

村瀬副市長はいわゆる教育長の辞職に対して、その陳謝をされておるわね。補助金に対して陳謝。その陳謝というのは、村瀬副市長が税金を納める担当であっての責任で陳謝されておるのか、税金は安藤市長が集めてするものであると思うんだけど、この辺のところどうですか。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

今の質問は議題外にわたっておりますので、よろしくお願いいいたします。

議題外でございます。そういった件につきましては、委員会のほうでしっかりと質疑をお願いしたいと思います。議長からのお願いでございます。

大原議員。

○16番(大原 功君) そうしたら、議長、最後に聞きます、ええかね。

この文書がここにありますがけれども、この文書見てください、皆さん見てください、この文書、ええかね。

ここにはこういう文章が書いてあります。これ見てください。ここには安藤市長の権限によって一般職に雇用しますと書いてあるんだ、ここに。

○議長(平野広行君) その件につきましても、議案の議題外にわたっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○16番(大原 功君) こんなことをやられておったら、行政というのは何だったかということになるんだ……。

○議長(平野広行君) その質問につきましては、委員会のほうでよろしくお願ひいたします。

○16番(大原 功君) 議長にあとに対してどういうふうに判断するか、行政にとってぴしっとします。ええかね。はい、終わります。

○議長(平野広行君) よろしくお願ひします。

他に質疑の方ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(平野広行君) 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(平野広行君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本案2件は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広行

同 議員 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典

